

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	津市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムにおいて特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、健康管理システム（母子保健）、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 母子保健特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 2. 番号法第9条第2項・津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 第7および12の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、161の項 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部健康づくり課 管理担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3310
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)及び津市特定個人情報等の適切な管理のための措置に関する指針に則り、安全管理措置等を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	事後
平成27年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2. 番号法第9条第2項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2. 番号法第9条第2項・津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 第7および12の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの（56の2の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第30条 （情報照会の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの（70の項） ○別表第二省令 ・第39条	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの（26、87の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの（56の2の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第19条、第30条、第44条 （情報照会の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの（70の項） ○別表第二省令 ・第39条	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I-5-②所属長	健康づくり課長 堀内咲子	健康づくり課長 栗本真弓	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムにおいて特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、母子保健システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	宛名・口座システム、健康管理システム(母子保健)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事前	新システム移行による
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2. 番号法第9条第2項・津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 第7および12の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条	1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 2. 番号法第9条第2項・津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 第7および12の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、161の項 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策	(追加)	8. 人手を介在させる作業	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策	(追加)	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	